

答 申 第 2 7 号  
平成 27 年 6 月 30 日

仙台市長 奥山 恵美子 様  
(若林区区民部戸籍住民課)

仙台市個人情報保護審議会  
会長 飯島 淳子

仙台市個人情報保護条例第 41 条の規定に基づく諮問について (答申)

平成 27 年 2 月 12 日付け H26 若区戸第 12 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 3 3 号 「開示請求者に係る住民基本台帳の一部の閲覧及び住民票の写し等の交付請求に関する一切の文書」の個人情報非開示決定処分に対する異議申立て

答 申  
(諮問第 33 号)

**1 審議会の結論**

仙台市長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定は妥当である。

**2 異議申立ての趣旨**

異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、「開示請求人に係る住民基本台帳の一部の閲覧又は住民票の写し等の交付の請求に関する一切の文書」の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 26 年 2 月 20 日付けで申立人の開示請求に係る個人情報は不存在であることを理由に個人情報の非開示決定をしたことについて、その処分の取消しを求めたものである。

**3 申立人の主張要旨**

申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、次の通りである。

本件決定は、対象となるべき文書の不存在を非開示の理由とするもののようである。そこで、対象となるべき文書の保存期間の定めを明らかにしつつ、申立人においても検証追試可能な形で、その当否を審査してほしい。

**4 実施機関の説明**

実施機関が理由説明書及び口頭による説明において主張している主な内容は次のとおりである。

本件開示請求に該当する個人情報としては、申立人に係る住民基本台帳の一部の閲覧があった場合の請求書及び決定に関する文書並びに住民票の写し、除票の写し及び住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）の交付請求書が相当する（これらの文書を以下「本件対象公文書」という。）。本件対象公文書について、法定保存期間は 1 年間である。ただし、本件対象公文書を管理する若林区区民部戸籍住民課（以下「若林区戸籍住民課」という。）においては、開示請求のあった平成 25 年度まで、住民票の写し等の交付請求関係書類が戸籍等交付請求書を兼ねていたため、戸籍等交付請求書の法定保存期間である 3 年間保存している。また、閲覧承認決定関係書は同様に 3 年間保存している。従って、平成 26 年 2 月の開示請求時において、平成 23 年 3 月以前の文書は保存期間経過により廃棄処理を完了している。

保存している本件対象公文書を調査したところ、申立人の情報を含む住民基本台帳の一部の閲覧請求等及び申立人に係る住民票の写し等の交付請求はなされていなかったため、当該開示請求に係る個人情報は存在せず、本件非開示決定は妥当なものである。

**5 審議会の判断**

(1) 本件対象公文書の法定保存期間について

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付については、住民基本台帳法

(昭和 42 年法律第 81 号) 第 11 条ないし第 12 条の 4 において定められている。そして、住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)に基づく届出書や通知書、その他の書類については、住民基本台帳法施行令第 34 条第 3 項により、受理された日から 1 年間保存するものとされている。

上記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に係る書類について、法令で定める保存期間は 1 年間であるが、本件開示請求時、若林区戸籍住民課においては、住民票の写し等の交付請求書が戸籍謄本・抄本及び戸籍証明書(以下「戸籍等」という。)の交付請求書を兼ねていた。戸籍等の交付請求については、戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)第 10 条ないし第 10 条の 4 において定められている。そして、戸籍に関する事務の取扱いについては、戸籍法及び戸籍法施行規則(昭和 22 年司法省令第 94 号)に定めるもののほかは、戸籍事務取扱準則制定標準(平成 16 年法務省民一第 850 号民事局長通達)の定めるところによっており、戸籍事務取扱準則制定標準第 55 条第 6 号及び第 7 号において、戸籍等の交付に係る帳簿については 3 年保存するものとされている。

(2) 本件開示請求に係る個人情報の存否について

対象となる個人情報の存否の確認のため、当審議会は、条例第 48 条第 4 項の規定に基づき、平成 27 年 3 月 12 日に若林区戸籍住民課において見分調査を行った。

① 本件対象公文書の保存期間について

最初に、文書の分類や保存期間を示すファイル管理表で、住民基本台帳の一部の閲覧に係る「閲覧申請書及び承認(非承認)決定通知書」及び住民票の写し等の交付請求に係る「住民票・戸籍・印鑑証明などの交付請求書」の保存期間は 3 年であることを確認した。

② 住民基本台帳の一部の閲覧に関する文書について

次に、住民基本台帳の一部の閲覧に関する文書について確認するため、実施機関に閲覧の請求に係る手続を確認したところ、以下の通りであった。閲覧することができるのは、国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務の遂行のために閲覧する場合、統計調査や世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高い調査を行うために必要である場合等に限定され、若林区内の台帳の閲覧は若林区役所でしか行うことができない。国又は地方公共団体からの請求の他、個人又は法人からの申出についてはその目的や範囲等により承認又は非承認の決定がなされ、実際の閲覧の際は、閲覧者の本人確認を行った上で閲覧を行わせる。携帯電話やカメラ、コピー機などの持ち込みは禁止されており、持ち帰る情報について閲覧者は所定の閲覧記録紙に手書きで転記し、閲覧終了後は職員が転記内容を点検する。

現存する平成 23 年度から平成 25 年度の当該閲覧に関する文書は年度ごとに厚型ファイルに綴られていた。当該ファイルには全ての閲覧記録紙の控えが取られており、その内容を確認したところ、申立人の情報は認められなかった。

③ 住民票の写し等の交付請求に関する文書について

さらに、申立人に係る住民票の写し等の交付請求の存否について確認した。該当する区役所及び総合支所でしか行うことができない住民基本台帳の一部の閲覧と異なり、住民票の写し等は、市内全ての区役所戸籍住民課、総合支所税務住民課、仙台駅前サービスセンター、証明発行センターで交付を請求することができる。また、交付請求の要件を満たさず、住民票の写し等が交付されない場合には、交付請求書は受理されず、請求者に返却される。

全市分の発行履歴について住民情報システムで検索可能であるため、申立人に係る住民票等の写しの発行履歴の有無について、あらためて申立人の情報について検索することとした。なお、住民情報システムの利用権限は、システム管理者から利用を認められ、システムに登録された者にのみ与えられているため、若林区戸籍住民課の職員に検索を求めた。

住民票の写し等の発行履歴がある場合には、検索後の画面に発行日時と発行場所が表示される。申立人の生年月日、氏名及び住所の情報から行った検索では、発行履歴がないことが画面に表示された。以上により、申立人の住民票の写し等の交付請求に係る公文書は存在しないことが確認された。

(3) 結論

以上のとおりであるから冒頭のとおり判断する。

## 審議会の処理経過

(諮問第 33 号)

年 月 日	内 容
平成 27. 2. 16	・ 諮問を受けた
平成 27. 2. 23	・ 実施機関（若林区区民部戸籍住民課）から理由説明書を受理した
平成 27. 3. 4 （平成 26 年度第 8 回 個人情報保護審議会）	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
平成 27. 3. 12	・ 実施機関に対し見分調査を行った
平成 27. 4. 17 （平成 27 年度第 1 回 個人情報保護審議会）	・ 諮問の審議を行った
平成 27. 6. 5 （平成 27 年度第 2 回 個人情報保護審議会）	・ 諮問の審議を行った